

1. 事業の必要性・概要

2002 年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議において合意された「2020 年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」との目標（WSSD2020 年目標）の達成に向けて、化学物質の安全を緊急的に点検し、国民の暮らしの安心の基盤となる化学物質対策を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 化学物質リスク評価等加速化事業

有害性試験の実施が困難な物質についての試験法の検討、予備試験の実施、事業者等への説明会の実施等を行う。また、最新の PRTR データを用いて、化学物質の地域別データの整備等を行う。

(2) 化学物質審査規制の強化に向けた戦略検討事業

平成 21 年 5 月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）が改正され、平成 23 年 4 月より改正化審法が完全施行されたが、副生する有害化学物質への対応、消費者への有害性等の情報の伝播等の課題が明らかになっている。このため、これらの課題を解決するための検討調査等を行い、戦略的に化学物質審査規制の強化を図る。

(3) アジア諸国の化学物質対策能力向上促進事業

アジア諸国の化学物質対策の政策立案及び実施能力を向上するため、化学物質の出口、入口規制を含めた環境政策パッケージについて、詳細な情報や手法を伝達するため、我が国の実務者を派遣して、アジア諸国の化学物質管理政策担当者を対象とした講習を行う。また、アジア諸国の化学物質対策の実務者を招へいし、我が国の取組や関連施設に関する講習を実施する。

3. 施策の効果

アジア各国でも化学物質管理制度の構築が進展しており、日本型の管理制度の展開及びこれらとの調和が喫緊の課題であり、アジア各国との制度調和を図ることは、国内化学メーカーのアジア諸国への展開の側面支援となる。

また、化審法については、平成 21 年 5 月の法改正の際に、附則で施行後 5 年を経過した場合に見直す旨の規定があり、平成 25 年度から検討を開始することが必要。

化学物質緊急安全点検調査費



ライフサイクル全体を通じた化学物質の安全性を緊急的に点検し、
国民の暮らしの安心の基盤となる化学物質対策を実施する。

課題

- 改正化学物質審査規制法(平成23年4月より全面施行)に基づき、すべての化学物質から優先評価化学物質を絞り込み、リスク評価を進めるため、有害性試験の実施が困難な物質や環境モニタリング情報が不足している物質等のリスク評価の加速化が必要
- 改正化審法の運用の中で、副生する有害化学物質等への対応が必要
- アジア諸国における化学物質対策能力向上は、アジアにおける環境保全及び我が国の企業等の海外展開を支援する観点から重要

各課題に対応するため、①化学物質のリスク評価等の加速化、②化学物質審査規制の強化に向けた戦略の検討、③アジア諸国における化学物質対策能力向上の促進を実施



化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響の最小化へ



事業計画

化学物質リスク評価等
加速化事業

- ◆有害性試験が困難な物質の試験法の検討、予備試験の実施、事業者等への説明会の開催等
- ◆最新のPRTRデータを用いて物質の地域別データを整備し、リスク評価等に活用

化学物質審査規制の
強化に向けた戦略
検討事業

- ◆副生する有害化学物質への対応等の課題解決のための検討調査等を行い、戦略的に化学物質審査規制の強化を図る

アジア諸国の化学物質
対策能力向上促進
事業

- ◆アジア諸国を対象に、環境政策に関する情報や手法を伝達
- ◆アジア諸国の化学物質対策実務者を招聘し、我が国の取組や関連施設に関する講習を実施